

当座勘定規定

1. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、取扱店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 取扱店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、取扱店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

3. (本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (第三者振込み)

- (1) 第三者が取扱店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、前記2と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、前記3と同様に取扱います。

5. (受入証券類の不渡り)

- (1) 前記2から4までによって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、前記4の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、前記4（1）の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前記（1）の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

7. (手形、小切手の支払等)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前記(1)の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。
- (4) 前記(3)の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。

8. (手形、小切手用紙)

- (1) 当行を支払人とする小切手または取扱店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 取扱店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前記(1)および(2)以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前記(6)の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

10. (支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

11. (過振り)

- (1) 前記9(1)にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払を

した場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。

- (2) 前記(1)の不足金に対する損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 前記(1)により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、前記(1)の不足金に充当します。
- (4) 前記(1)による不足金、および前記(2)による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 前記(1)による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、当行がその不足金の担保として譲り受けたものとします。

1 2. (手数料等の引落し)

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

1 3. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

1 4. (印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ取扱店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前記(1)と同様に届出てください。

1 5. (届出事項の変更)

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失ったとき、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前記(1)による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。本人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人

の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。

④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

16. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類等に使用された印影（または署名）（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって前記8の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記（1）と同様とします。

(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、前記（1）と同様とします。

17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

(2) 前記（1）の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

18. (線引小切手の取扱い)

(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

(2) 前記（1）の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じて、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

19. (自己取引手形等の取扱い)

(1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。

(2) 前記（1）の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

20. (利息)

当座預金には利息をつけません。

2 1. (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

2 2. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

2 3. (解約)

(1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

(2) この当座勘定は、後記①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記①から③までのいずれか一つにでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前記(1)のほか、後記①から③までの事由が一つでも生じた場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②本人または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または後記A. からE. までのいずれか一つにでも該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③本人または代理人が、自らまたは第三者を利用して後記A. からE. までのいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他、前記A. からD. に準ずる行為

- (3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受け、または前記(2)①から③までの事由が一つでも生じたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

24. (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前記(1)の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに取扱店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

25. (手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前記1から24までのほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、前記7(1)にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前記(2)の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

26. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

27. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2025年1月6日